

令和元年度香川地方最低賃金審議会

第4回 香川県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和元年8月5日 13時27分～15時22分		
開催場所	香川労働局 第一会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 香川県最低賃金額について		
議事要旨	<p>1 香川県最低賃金額の審議</p> <p>労働者側 第1回提示額 時間額820円 (28円引上げ) 根拠：地域間格差の是正も含めてトータルで+28円を主張する。</p> <p>第2回提示額 時間額819円 (27円引上げ) 根拠：香川県のパートタイム労働者の時間給の平均が850円であり、その人たちが1年働くとアップする金額が29円とその率が3.4%となるため、最賃額792円に3.4%をかけると27円になることによる。</p> <p>第3回提示額 時間額819円 (27円引上げ) 根拠：香川県の状況を見るとこれを主張したい。</p> <p>第4回提示額 時間額818円 (26円引上げ) 根拠：調整に断腸の思いで合意するが、喜んで賛成したものではない。今後岡山との差をどのように埋めるのかも含め、次回は我々が主張してきたものを聞いていただきたい。</p> <p>使用者側 第1回提示額 時間額817円 (25円引上げ) 根拠：先週末の提示額は+25円(目安-1円)であるが、目安どおりであれば目安(+26円)を尊重して、全会一致で妥結したい。</p> <p>第2回提示額 時間額818円 (26円引上げ) 根拠：目安を尊重して、公益案を出してもらえらば賛成したい。目安+1円は反対である。当たり前のように+1円で固定化することは避けたい。</p> <p>全会一致で、目安どおりの時間額818円(26円引上)に決定し、最低賃金審議会令第6条第5項により、この内容で局長あてに答申された。</p> <p>第4回香川地方最低賃金審議会は、第4回専門部会の閉会後に開催。</p>		